

八尾市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

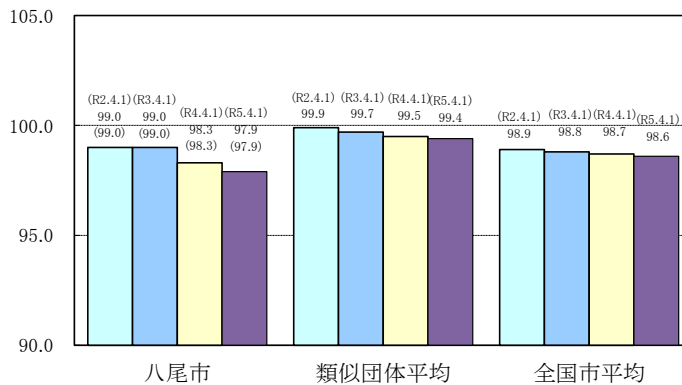
区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	261,998人	122,716,726千円	56,329千円	17,940,667千円	14.6%	14.7%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数	給 与 費				(参考) 一人 当たり給与費	(参考) 類似団体 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
令和4年度	1,712人	6,379,190千円	2,104,698千円	2,793,074千円	11,276,962千円	6,587千円 (6,213千円)	6,293千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。また、（ ）書きは、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）を含んだ人数による一人当たり給与費です。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 （ ）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

〔実施〕

実施内容（平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容）

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、5年間（令和2年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
 他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準10%に対し、八尾市においても10%を支給。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国に準じて制度を導入。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八尾市	43.8歳	323,305円	460,821円	395,431円
大阪府	41.1歳	313,007円	425,774円	371,089円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	42.1歳	318,629円	414,556円	363,483円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
八尾市	47.5歳	259人	323,895円	425,543円	378,369円
うち清掃職員	48.0歳	192人	324,429円	423,982円	377,591円
うち校務員	43.9歳	31人	316,871円	426,308円	375,816円
大阪府	55.4歳	397人	294,219円	366,071円	339,963円
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円
類似団体	50.8歳	189人	319,196円	375,461円	349,871円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
八尾市	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理業	47.3歳	310,800円	1.36
うち校務員	他に分類されない「運輸・ 清掃・包装等従事者	49.1歳	241,700円	1.76
大阪府	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
八尾市	—	—	—
うち清掃職員	6,732,425円	4,321,100円	1.56
うち校務員	6,796,418円	3,253,900円	2.09

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（令和2年～令和4年の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八尾市	38.3歳	290,685円	356,025円	338,634円
国	44.2歳	337,885円	—	387,943円
類似団体	37.7歳	284,430円	341,829円	316,407円

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八尾市	38.8歳	319,275円	430,473円	384,798円
類似団体	38.8歳	307,488円	405,213円	353,236円

⑤薬剤師・医療技術職等

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八尾市	37.1歳	289,429円	365,584円	339,869円
国	46.5歳	313,583円	—	357,899円

⑥看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八尾市	42.2歳	321,399円	411,184円	371,878円
国	47.8歳	321,176円	—	360,574円
類似団体	39.2歳	303,331円	379,355円	334,796円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。
 3 各職種ごとの内容には、会計年度任用職員は含まれていません。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		八尾市	大阪府	国
一般行政職	大 学 卒	191,700円	190,300円	185,200円
	高 校 卒	164,100円	157,500円	154,600円
技能労務職	高 校 卒	164,100円～178,500円	163,033円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

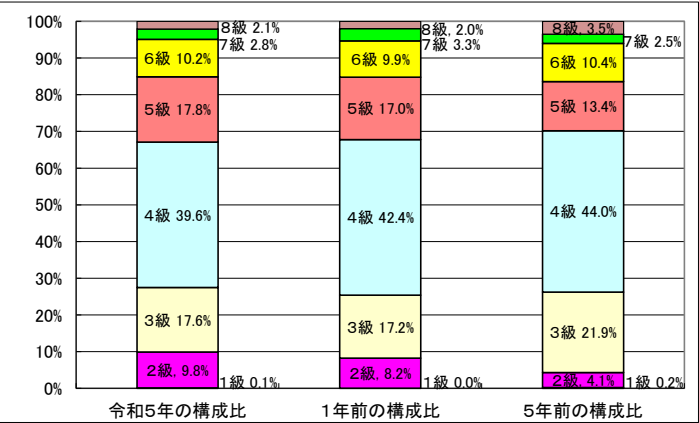
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	262,050 円	340,086 円	369,900 円	387,462 円
	高 校 卒	— 円	321,900 円	— 円	371,040 円
技能労務職	高 校 卒	248,767 円	351,420 円	351,000 円	373,727 円

- (注) 各経験年数に該当する職員数が3人以下の場合は、近似の年数について記載することとしていますが、近似の年数においても該当する職員数が3人以下の場合は、「—」と記載しています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

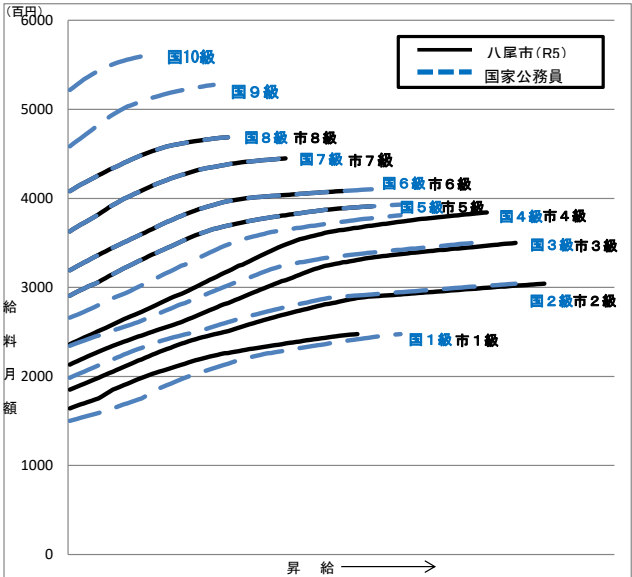
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	部長又は理事の職務	19人	2.1%	408,100円	468,600円
7 級	部次長の職務	25人	2.8%	362,900円	444,900円
6 級	課長又は参事の職務	91人	10.2%	319,200円	408,200円
5 級	課長補佐又は主幹の職務	159人	17.8%	290,700円	391,000円
4 級	係長又は主査の職務	354人	39.6%	236,200円	384,200円
3 級	副主査の職務	157人	17.6%	213,300円	350,000円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	87人	9.8%	185,200円	304,200円
1 級	係員の職務	1人	0.1%	164,100円	247,600円



（注）八尾市職員給与条例に基づく行政職給料表(1)の級区分による職員数です。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（八尾市）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八尾市	大阪府	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,539 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,650 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 1人当たり平均支給額は、会計年度任用職員を除いた額です。
2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（八尾市）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○(課長級職員以上のみ)			
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	
上位、標準、下位の成績率	○	○			
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない		-		○	
活用予定時期		未定			

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

八尾市	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 4,632千円 20,780千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員（全時間勤務会計年度任用職員を除く。）に支給された平均額です。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度普通会計決算)		765,493 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度普通会計決算)		369,803 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内全域(医師・歯科医師)	16 %	4 人	16 %
市内全域(上記以外の者)	10 %	2,022 人	10 %

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度普通会計決算)			42,341 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度普通会計決算)			185,706 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年4月)			11.0 %	
手当の種類(手当数)			9 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	支給単価
市税等徴収手当	納税課(管理職員を除く)、健康保険課国民健康保険係に属する職員	滞納処分業務に従事した場合	189千円	滞納繰越分の10/1000以内 (上限月10,000円)
現場特殊業務手当	保健企画課、保健衛生課、保健予防課又は健康推進課に属する職員	感染症に関連する防疫作業等に従事した場合	0千円	1日300円
	生活福祉課に属する職員	行旅死亡人、在宅死亡人の収容、護送の業務に従事した場合	10千円	1件2,000円
	斎場に勤務する職員	火葬作業に従事した場合	0千円	1日400円
感染症医療業務手当	保健企画課、保健衛生課、保健予防課又は健康推進課に属する保健師	感染症の患者の療養指導に従事した場合	20千円	1日100円
消防業務手当	消防業務に従事する職員	火災その他の非常災害により緊急出動した場合	1,431千円	1回160円
		救急患者の救護、搬送のために緊急出動した場合	4,551千円	1回100円
		救急救命士の資格を有する者が、救急救命業務に従事した場合	5,446千円	1回220円 (上限月10,000円)
		緊急出動に際し、消防用自動車の運転に従事した場合	1,161千円	大型自動車及び中型自動車(車両総重量が8,000キログラム未満のものを除く) 1回220円
				中型自動車(車両総重量が8,000キログラム未満のものに限る)、準中型自動車及び普通自動車(救急自動車を除く) 1回100円
				普通自動車(救急自動車に限る) 1回50円
非常呼出手当	職員	勤務時間以外の時間又は休日に非常呼出しを受けて業務に従事した場合	187千円	1回600円
新型コロナウイルス感染症 特殊業務手当	職員	新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事した場合	5,802千円	1日3,000円
現場作業手当	環境事業課、環境施設課に属する職員	清掃作業中に死獣の処理を行った場合	146千円	1件100円
	斎場に勤務する職員	火葬作業に従事した場合	3,240千円	1体300円
夏期清掃等手当	環境事業課、環境施設課に属する職員	6月20日から9月20日までの間において清掃作業等に従事した場合	6,442千円	1日600円
	土木管理事務所に属する職員	6月20日から9月20日までの間において河川のしゅんせつ又は道路の維持作業等に従事した場合	357千円	1日500円
特定期間手当	環境事業課、環境施設課に属する職員	年末年始の特定期間において清掃作業等に従事したとき	9,344千円	1日6,400円以内

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度普通会計決算)	576,102 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度普通会計決算)	326,219 円
支給実績(令和4年度普通会計決算)	579,988 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度普通会計決算)	336,420 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和○年度普通会計決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、任期付短時間勤務職員・再任用職員(短時間勤務)・全時間勤務会計年度任用職員を含みます。

(6) その他の手当(令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容 (令和4年度普通会計決算)	支給実績 (令和4年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度普通会計決算)
扶養手当	子 各10,000円 そのほかの扶養親族 各6,500円(部長級職員等是不支給) 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同 じ		233,222千円	258,561円
住居手当	借家の場合(家賃16,000円を超える場合に限る) 家賃の額に応じて～28,000円 自宅の場合 支給なし	同 じ		114,191千円	301,296円
通勤手当	交通機関利用者 定期代相当額(1月当たりの上限55,000円) 交通用具利用者 使用距離に応じて2,000～31,600円	同 じ		141,745千円	98,640円
管理職手当	部 長 90,000円 理 事 85,000円 次 長 74,000円 課 長 66,000円 参 事 62,000円 課長補佐 54,000円	異なる	国は俸給表別・職務の級別・俸給の特別調整額の区分別に定められた額を支給	246,672千円	712,925円
休日勤務手当	祝日・年末年始の休日に勤務した場合に、勤務1時間当たりの給与額の135/100	同 じ		84,844千円	253,266円
初任給調整手当	医療職給料表(1)の適用を受ける職員 勤務年数に応じて49,100～308,600円 行政職給料表(1)の適用を受ける獣医師である職員 勤務年数に応じて2,000～35,000円	異なる	国は獣医師である職員への支給なし	4,878千円	975,600円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時若しくは緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日若しくは休日に規則で定める業務に勤務した場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に規則で定める業務に勤務した場合 部 長 6,000～18,000円 理 事 5,500～16,500円 次 長 5,000～15,000円 課 長 4,500～13,500円 参 事 4,000～12,000円 課長補佐 3,500～10,500円	異なる	国は俸給の特別調整額の区分別に定められた額を支給	2,540千円	13,730円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	707,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
		(1,010,000 円)	1,206,000円／707,000円	
	副 市 長	696,000 円		
		(870,000 円)	974,000円／696,000円	
	病院事業管理者	654,500 円		
		(770,000 円)		
	水道事業管理者	654,500 円		
		(770,000 円)		
報 酬	教 育 長	654,500 円		
		(770,000 円)		
	常 勤 監 査 委 員	459,000 円		
		(540,000 円)		
報 酬	議 長	700,000 円	827,000円／584,000円	
	副 議 長	650,000 円	748,000円／504,000円	
	議 員	610,000 円	700,000円／475,000円	
地 域 手 当	市 長	給料月額の10%		
	副 市 長			
	病院事業管理者			
	水道事業管理者			
	教 育 長			
	常 勤 監 査 委 員			
期 末 手 当	市 長	(令和4年度支給割合)		
	副 市 長	4.3 月分(20%の加算措置あり)		
	病院事業管理者			
	水道事業管理者			
	教 育 長			
	常 勤 監 査 委 員	(令和4年度支給割合)		
議 長				
副 議 長	4.3 月分(20%の加算措置あり)			
議 員				
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×50/100	24,240,000 円	任期毎
	病院事業管理者	給料月額×在職月数×30/100	12,528,000 円	任期毎
	水道事業管理者	給料月額×在職月数×20/100	7,392,000 円	任期毎
	教 育 長	給料月額×在職月数×20/100	7,392,000 円	任期毎
	常 勤 監 査 委 員	給料月額×在職月数×20/100	5,544,000 円	任期毎
		給料月額×在職月数×15/100	3,888,000 円	任期毎

- (注) 1 給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)。
ただし、教育長は3年＝36月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
3 退職手当は、現市長については不支給とし、その他の特別職についても50%の減額措置を実施しています。
4 議長、副議長及び議員の報酬については、令和5年8月1日から10%の減額措置を実施しています。

6 職員数の状況

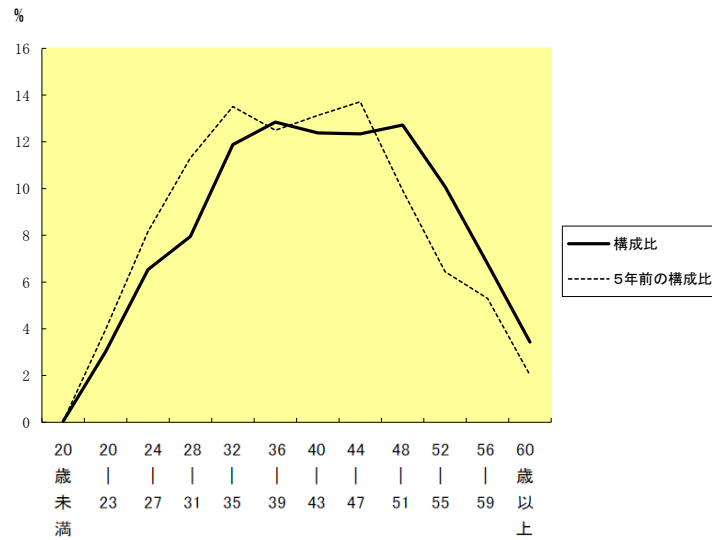
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和4年	令和5年		
普 通 行 政 部 門	議 会	13	13	0	
	総 務 企 画	296	289	▲ 7	事務の統廃合縮小による減員
	税 務	67	67	0	
	一 般 民 生	416	417	1	欠員補充
	衛 生	366	358	▲ 8	事務の統廃合縮小による減員
	労 働	5	5	0	
	農 林 水 産	7	7	0	
	商 工	13	12	▲ 1	欠員不補充
	土 木	144	149	5	業務の増加による増員
	計	1,327	1,317	▲ 10	<参考> 人口1万当たり職員数 50.27人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 47.28 人)
部 門	教 育 部 門	127	129	2	欠員補充
	消 防 部 門	258	259	1	欠員補充
	小 計	1,712	1,705	▲ 7	<参考> 人口1万当たり職員数 65.08人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 64.88 人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	543	529	▲ 14	欠員不補充
	水 道	72	68	▲ 4	事務の統廃合縮小による減員
	下 水 道	35	34	▲ 1	欠員不補充
	そ の 他	51	54	3	欠員補充
	小 計	701	685	▲ 16	
合 計		2,413 [2,575]	2,390 [2,575]	▲ 23 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 91.22人

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数で、短時間勤務職員・会計年度任用職員を除きます。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	72人	156人	190人	284人	307人	296人	295人	304人	241人	162人	82人	2,390人

（注） 職員数は、一般職に属する職員数で、短時間勤務職員・会計年度任用職員を除きます。

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部 門 別	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	1,329	1,331	1,331	1,327	1,317	▲12 (▲0.9%)
教 育	140	138	130	127	129	▲11 (▲7.9%)
消 防	254	256	260	258	259	5 (2.0%)
普通会計	1,723	1,725	1,721	1,712	1,705	▲18 (▲1.0%)
公営企業等会計	647	670	686	701	685	38 (5.9%)
総合計	2,370	2,395	2,407	2,413	2,390	20 (0.8%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(4) 採用試験の実施状況（令和4年度実施分）

区 分	申込者数	受験者数 A	合格者数 B	競争率 A/B
事務職A	177人	143人	4人	35.8
事務職B	69人	56人	2人	28.0
事務職C(就職氷河期世代)	163人	145人	2人	72.5
事務職E(任期付短時間勤務職員)	73人	59人	6人	9.8
土木職	5人	5人	1人	5.0
建築職	6人	5人	2人	2.5
薬学職	13人	13人	3人	4.3
保健師	37人	33人	6人	5.5
保育教諭	41人	37人	3人	12.3
放射線技師	5人	3人	1人	3.0
消防吏員	32人	26人	2人	13.0
助産師・看護師(6月実施)	37人	35人	15人	2.3
助産師・看護師(8月実施)	4人	3人	2人	1.5
薬剤師	5人	5人	1人	5.0
臨床工学技士	8人	8人	1人	8.0

(5) 退職の状況（令和4年度退職者）

①令和5年3月31日付け

定 年	定年前早期	自己都合・その他
18人	6人	45人

②年度中途

自己都合・その他
38人

(6) 再任用の状況（令和5年4月1日現在）

定年退職後に引き続き正規職員として勤務するもの

常時勤務職員	短時間勤務職員
67人	15人

(7) 会計年度任用職員の状況（令和5年4月1日現在）

全時間勤務会計年度任用職員	短時間勤務会計年度任用職員
392人	890人

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	15,521,607千円	1,011,055千円	7,259,093千円	46.8%	47.0%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費0千円を含まない。

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり 給与費	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
令和4年度	747人	2,951,959千円	1,740,721千円	729,050千円	5,421,730千円	7,258千円	7,159千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。
3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）・会計年度任用職員の給与費が含まれており、職員数にも当該職員を含んでいます。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(会計年度任用職員を除く。令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
八尾市立病院	41.6歳	370,676円	640,018円
うち医師	42.1歳	543,774円	1,338,473円
うち医療技術員	39.9歳	334,751円	477,672円
うち看護師	40.5歳	332,816円	502,769円
うち事務職員	44.7歳	375,099円	533,849円
市町村平均	43.1歳	329,692円	591,002円
うち医師	43.3歳	562,455円	1,399,976円
うち看護師	41.3歳	298,127円	489,372円
うち事務職員	46.3歳	322,023円	503,394円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
3 平均年齢の市町村平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況(会計年度任用職員を除く。)

ア 期末手当・勤勉手当

八 尾 市 立 病 院		八 尾 市	
1人当たり平均支給額(令和4年度)		1人当たり平均支給額(令和4年度)	
1,667 千円		1,539 千円	
(令和4年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.0 月分	2.40 月分	2.0 月分
(1.35)月分	(0.95)月分	(1.35)月分	(0.95)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

八 尾 市 立 病 院			八 尾 市		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	2,074千円	20,763千円	1人当たり平均支給額	4,632千円	20,780千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		250,258 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		460,455 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市内全域(医師・歯科医師)	16 %	88 人	10 %
市内全域(上記以外の者)	10 %	446 人	

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		262,843 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		533,149 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		91.9 %		
手当の種類(手当数)		13 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	医師、診療放射線技師、助産師、看護師又は准看護師	エックス線その他の放射線を照射する作業又は放射線施設内で行うその他の作業に従事した場合	2,180千円	医師又は診療放射線技師 1日 230円 助産師、看護師又は准看護師 1日 170円
細菌等検査手当	臨床検査技師又は衛生検査技師	感染症の病原体の検索作業に従事した場合	50千円	1日 120円
死後処置手当	助産師、看護師又は准看護師	死体の清拭等患者の死後処置に従事した場合	110千円	1回 300円
夜間看護手当	助産師、看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護等の業務に従事した場合	108,804千円	深夜における勤務時間が7時間 9,000円 4時間以上7時間未満 4,500円 2時間以上4時間未満 4,000円 2時間未満 2,500円 輸血払出時は1,000円加算
非常呼出手当	職員	正規の勤務時間以外の時間又は休日において非常呼出しを受けて業務に従事した場合	104千円	1回 600円
診療手当	医師又は歯科医師	診療業務に従事した場合	93,258千円	毎月の入院収益・外来収益に応じて支給
指導医手当	医師又は歯科医師	臨床研修医を指導した場合	1,142千円	1月につき 20,000円 (同一の研修医を指導した指導医が2人の場合、10,000円、3人以上の場合は、5,000円)
分娩手当	医師又は助産師	分娩業務に従事した場合	5,662千円	産婦人科医師 分娩の件数に2,000円を乗じて得た金額を算定期間の末日に在職する分岐に従事した産婦人科医師の数で除して得た金額 助産師 分娩の件数に3,000円を乗じて得た金額を算定期間の末日に在職する分岐に従事した助産師の数で除して得た金額
手術看護手当	中央手術部に所属する助産師、看護師又は准看護師	手術業務に従事した場合	2,665千円	手術の件数に700円を乗じて得た金額を、算定期間の末日に在職する手術に従事した助産師、看護師又は准看護師の数で除して得た金額
認定業務手当	技師又は看護師	認定を受けた者が当該認定にかかる業務に従事した場合	1,240千円	1月につき 認定薬剤師・認定看護師5,000円、医学物理士 30,000円
マンモグラフィ検読手当	医師	人間ドック検診及び乳がん検診その他健康診断に係るマンモグラフィ画像の読影業務に従事した場合	947千円	1件 1,000円
新型コロナウイルス感染症作業手当	医師、歯科医師、助産師、看護師、准看護師、医師事務作業補助者又は看護補助者	新型コロナウイルス感染症に関して感染の危険が特に高いものと定める業務に従事した場合	11,392千円	1,000円/日(緊急事態宣言下は3,000円/日)
地域医療業務貢献手当	助産師、看護師又は准看護師	地域医療にかかる業務に従事したとき	35,289千円	1月につき4,000円に支給の対象となる職員に割り振られた1週間当たりの勤務時間に乗じて得た額を定められた勤務時間で除して得た額

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	232,874 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	489,232 円
支給実績(令和4年度決算)	280,183 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	546,166 円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	子 各10,000円 そのほかの扶養親族 各6,500円(部長級職員等是不支給) 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同 じ		60,402千円	254,682円
住居手当	借家の場合(家賃16,000円を超える場合に限り) 家賃の額に応じて～28,000円 自宅の場合 支給なし	同 じ		39,491千円	326,600円
通勤手当	交通機関利用者 定期代相当額(1月当たりの上限55,000円) 交通用具利用者 使用距離に応じて2,000～31,600円	同 じ		32,297千円	436,448円
管理職手当	部 長 90,000円 理 事 85,000円 次 長 74,000円 課 長 66,000円 参 事 62,000円 課長補佐 54,000円	同 じ		52,494千円	765,405円
休日勤務手当	祝日・年末年始の休日に勤務した場合に、勤務1時間当たりの給与額の135/100	同 じ		(時間外勤務手当に含む)	
宿日直手当	病院に勤務する医師及び歯科医師1回につき24,500円～130,000円	異なる	医師又は歯科医師1回につき24,500～130,000円	178,657千円	2,627,309円
初任給調整手当	医師免許又は歯科医師免許を有している期間の区分に応じて49,100～308,600円	異なる	医師免許又は歯科医師免許を有している期間の区分に応じて49,100～308,600円	244,966千円	3,137,232円
管理職員 特別勤務手当	管理職員が臨時若しくは緊急の必要その他の公務の運営の必要により、 週休日若しくは休日に規程で定める業務に勤務した場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に規程で定める業務に勤務した場合 部 長 6,000～18,000円 理 事 5,500～16,500円 次 長 5,000～15,000円 課 長 4,500～13,500円 参 事 4,000～12,000円 課長補佐 3,500～10,500円	同 じ		46千円	184,000円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	5,162,687千円	294,217千円	522,906千円	10.1%	10.7%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費135,623千円を含まない。

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	給与費	
令和4年度	79人	294,039千円	74,079千円	125,439千円	493,557千円	6,248千円	6,018千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は令和5年3月31日現在の人数です。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員・再任用職員(短時間勤務)・会計年度任用職員の給与費が含まれており、職員数にも当該職員を含んでいます。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
八尾市水道局	45.4歳	366,085円	545,107円
市町村平均	45.7歳	335,310円	500,619円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
3 平均年齢の市町村平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八 尾 市 水 道 局				八 尾 市			
1人当たり平均支給額(令和4年度)				1人当たり平均支給額(令和4年度)			
1,588 千円				1,539 千円			
(令和4年度支給割合)				(令和4年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.40 月分		2.0 月分		2.40 月分		2.0 月分	
(1.35)月分		(0.95)月分		(1.35)月分		(0.95)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～20%				・役職加算 5～20%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

八 尾 市 水 道 局				八 尾 市			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		
	(2%～20%加算)				(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円	18,404千円		1人当たり平均支給額	4,632千円	20,780千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		31,163 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		399,521 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市内全域	10 %	71 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)				128	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)				3,375	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)				50.0	%
手当の種類(手当数)				2	種類
手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給単価
業務 手 当	滞納整理手当	現地での滞納整理業務に従事する職員	現地での滞納整理業務	10千円	滞納集金額の 4/1000 円(端数切捨)
		停水執行業務に従事する職員	停水執行業務	0千円	1件100円
	非常呼出手当	突発事故などにより非常呼出を受け勤務する職員	あらかじめ予測されない 不時の事故のため緊急に 出動したとき	15千円	1回600円
作業 手 当	危険作業手当	配水場等でポンプ設備の保守点検に従事する職員	配水場等でのポンプ設備の保守点検業務	1千円	日額100円
		毒物・劇物の取扱作業に従事する職員	毒物・劇物の取扱業務	0千円	日額100円
		道路上において給配水管等の修繕作業に従事する職員	国・府道において交通遮断をせずに行う、給配水管及び同附属設備の修繕業務	3千円	日額300円
		道路上において洗管作業等の業務に従事する職員	国・府道において交通遮断をせずに行う、洗管作業等の業務	99千円	日額200円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	13,742 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	214,725 円
支給実績(令和4年度決算)	14,345 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	217,345 円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 （令和4年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和4年度決算）
扶養手当	子 各10,000円 そのほかの扶養親族 各6,500円（部長級職員等是不支給） 16歳から22歳までの子 1人5,000円加算	同 じ		9,109千円	267,923円
住居手当	借家の場合（家賃16,000円を超える場合に限り） 家賃の額に応じて～28,000円 自宅の場合 支給なし	同 じ		4,158千円	319,846円
通勤手当	交通機関利用者 定期代相当額（1月当たりの上限55,000円） 交通用具利用者 使用距離に応じて2,000～31,600円	同 じ		5,383千円	79,161円
管理職手当	局 長 90,000円 理 事 85,000円 次 長 74,000円 課 長 66,000円 参 事 62,000円 課長補佐 54,000円	同 じ		9,624千円	740,308円
休日勤務手当	祝日・年末年始の休日に勤務した場合に、勤務1時間当たりの給与額の135/100	同 じ		（時間外勤務手当に含む）	
宿日直手当	1回につき4,400円	同 じ		0千円	-
管理職員 特別勤務手当	管理職員が臨時若しくは緊急の必要その他の公務の運営の必要により、 週休日若しくは休日に規程で定める業務に勤務した場合又は災害への対処その他の臨時若しくは緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に規程で定める業務に勤務した場合 局 長 6,000～18,000円 理 事 5,500～16,500円 次 長 5,000～15,000円 課 長 4,500～13,500円 参 事 4,000～12,000円 課長補佐 3,500～10,500円	同 じ		170千円	-

8 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（本庁勤務職員の場合）

始業時刻	終業時刻	休憩時間	閉庁日
午前8時45分	午後5時15分	45分間	日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年の1月3日までの日
1日あたりの勤務時間	1週間あたりの勤務時間		
7時間45分	38時間45分		

(2) 年次有給休暇の概要（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

制度概要	平均取得日数
1年度につき最大20日を付与 現年分度のみ翌年度に繰り越し可	13.2日

(3) 特別有給休暇の概要

事由	期間
本人が結婚するとき	8日以内
職員の産前産後	産前産後共 56日（多胎の産前98日）
職員の生理日の勤務が著しく困難な場合	連続2日以内
職員が配偶者等の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	4日以内
職員の配偶者等が出産する場合で、産前6週間・出産日以後1年の期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内
職員の親族が死亡したとき	父母・配偶者等・子 7日以内 祖父母・兄弟姉妹・配偶者等の父母・孫 3日以内 上記以外の3親等以内の血族又は姻族等 2日以内
在職期間が10年、20年又は30年に達した職員が心身のフレッシュを図るとき	在職10年 2日以内 在職20年 3日以内 在職30年 5日以内
夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日以内
生後1年6月に達しない子を育てる職員が、勤務しないことが相当であると認められる場合	1日に2回各30分又は1日に1時間
妊娠中の職員が、通勤に伴う負担を緩和するため勤務しないことが相当であると認められる場合	勤務時間の初め又は終わりに各30分又は通算1時間
中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内（養育する子が2人以上の場合 10日以内）
負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある家族の介護その他の世話をを行う職員が、その世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	5日以内（対象家族が2人以上の場合 10日以内）
その他、ドナー休暇・妊娠中の職員の通院休暇・ボランティア休暇など	

（注）会計年度任用職員については、上記の内容と異なる部分があります。

9 職員の人事評価の状況（令和5年度）

人事評価の方法（一般行政職の場合）

職員区分	評価の方法	
	実績評価	能力評価
課長相当職以上	○	○
課長補佐・係長相当職	○	○
主査相当職以下		○

10 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和4年度）

分限処分				懲戒処分			
免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
	38件						

11 職員の休業に関する状況（令和4年度）

育児休業		部分休業		自己啓発等休業		配偶者同行休業		修学部分休業		高齢者部分休業	
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15人	40人	4人	23人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
2人	56人	3人	52人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

（注）上段の人数は新たに休業を取得した者の人数で、下段の人数は、前年度から引き続いて休業を取得している者の人数で、会計年度任用職員を除きます。

12 職員の服務の状況（令和4年度）

地方公務員法第38条第1項に基づく 営利企業等への従事許可件数
39件

13 職員の退職管理の状況（令和5年4月1日現在）

八尾市職員の退職管理に関する条例第3条に基づく 退職時に課長補佐級以上であった職員の再就職の届出件数
0件

14 職員の研修の状況（令和4年度）

研 修 名	コース数	参加者数
基本研修(階層別・職種別研修)	24	751人
特別研修(専門研修、教養研修)	14	876人
職場研修(59職場で実施)	59	1,249人
派遣研修(マッセ等の外部研修機関、先端事例研究等)	73	136人
自己啓発研修(通信教育、自主研究グループ等)	14	91人
計	184	3,103人

15 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 八尾市職員厚生会

①事業内容

八尾市職員厚生会では生命保険や損害保険の団体扱いをはじめとして、クラブ活動補助事業や人間ドック補助事業を行っています。

また、八尾市職員厚生会では福利厚生事業の一部を民間業者（株式会社ベネフィット・ワン）に委託しています。委託内容としては健康増進、育児、介護、レジャー、趣味等生活全般にわたる分野でのサービスがまとまったガイドブックを利用し、サービスを受けることができるものです。

②助成事業(令和5年4月1日現在)

種 類	内 容	
クラブ活動補助	1年以上の活動実績を有し、定期的に活動しているクラブに対し助成	15,000円
人間ドック補助	大阪府市町村職員共済組合を通じて人間ドックを受診したとき	4,000円

③経費負担(令和5年4月1日現在)

区分	会計年度任用職員以外の職員	会計年度任用職員
事業主負担額	給料月額2.2/1,000	400円

※職員掛金は事業主負担額と同額。

(2) 大阪府市町村職員共済組合

①主な事業

老齢厚生年金・障害厚生年金・遺族厚生年金の支給、健康保険、出産費・埋葬料の給付、疾病予防(人間ドック補助等)等を実施しています。

②経費負担(令和5年4月1日現在)

区 分	大阪府市町村職員共済組合	
	事業主負担	職員掛金
月例給料	標準報酬月額200.179/1,000	標準報酬月額159.0/1,000
賞 与	標準期末手当等の額200.179/1,000	標準期末手当等の額159.0/1,000

(3) 公平委員会の業務の状況(令和4年度実績)

勤務条件に関する措置要求	不利益処分に関する審査請求
該当なし	該当なし

16 技能労務職員等の給与の見直しに向けた取組方針

(1) 現状

① 主な職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等のデータは、「2 職員の平均給与月額、初任給等の状況 (1)②技能労務職」に掲載しています。

② 主な職種ごとの経験年数別の人数・平均給料のデータ(令和5年4月1日現在)

職 種 経験年数	清掃職員		校務員	
	平均給料	人数	平均給料	人数
5年未満	*	*	-	0
5～10年未満	227,400	13	*	*
10～15年未満	259,700	23	250,200	8
15～20年未満	296,400	20	301,600	3
20～25年未満	357,800	19	347,000	6
25～30年未満	368,300	29	361,400	8
30～35年未満	385,000	35	371,500	3
35年以上	313,100	52	*	*

※会計年度任用職員は含まれていません。

※個人情報保護の観点から、対象となる人数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「* (アスタリスク)」としています。

③ その他給与に関する事項(給料表、手当、昇給基準等)

給料表は、行政職給料表(1)に準じた技能労務職給料表を適用しています。また、特殊勤務手当は、「4 職員の手当の状況

(4)特殊勤務手当(令和5年4月1日現在)」中の非常呼出手当、現場作業手当、夏期清掃等手当、特定期間手当を適用しています。

昇給基準は、毎年1月1日に勤務成績に応じ4号給(56歳以上の職員にあつては2号給)を標準として昇給させています。

(2) 基本的な考え方

これまで国家公務員の給与構造改革に準じた給与水準の見直し等に取り組んでまいりましたが、技能労務職員等の給与が民間事業の従業者に比べ高い水準となっている状況を考慮しつつ、国家公務員の水準や府内各市の動向を踏まえ、さらなる適正化に向けた取り組みを推進していきます。

(3) 具体的な取組内容

給料表は、国家公務員の水準や府内各市の動向を踏まえ、検討していく予定です。また、昇給・昇格制度については、年功的な給与上昇の抑制や勤務実績の給与への反映に取り組みます。

(4) その他(外部委託等の推進について)

行政サービスの実施主体について、効果性・効率性の向上が図られるものは、行政責任を確保した上で外部委託化等に取り組んできました。

今後も引き続き、より効果的で効率的な行政運営をめざすため、必要な見直しを行ってまいります。

17 職務の級及び職制上の段階ごとの職員数（令和5年4月1日現在）

①行政職給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	8	0.7%	技師	1	193	16.0%	係員級
				保育教諭	7			
				計	8			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	185	15.3%	主事	100	193	16.0%	係員級
				技師	15			
				保育教諭	34			
				心理士	4			
				福祉士	11			
				指導員	21			
				計	185			
3級	副主査の職務	257	21.2%	副主査	190	257	21.2%	副主査級
				副主任	67			
				計	257			
4級	係長又は主査の職務	441	36.4%	係長	171	441	36.4%	係長級
				主査	221			
				主任	28			
				主幹保育教諭	20			
				市立医療型児童発達支援センターの所長補佐	1			
				計	441			
5級	課長補佐又は主幹の職務	171	14.1%	課長補佐	120	171	14.1%	課長補佐級
				八尾図書館、山本図書館又は志紀図書館の館長	3			
				人権コミュニティセンター又は青少年会館の館長補佐	5			
				業務長	2			
				選挙管理委員会事務局、監査事務局又は農業委員会事務局の局長補佐	4			
				室長	13			
				認定こども園の副園長	5			
				出張所、土木管理事務所又は教育センターの所長補佐	19			
				計	171			
6級	課長又は参事の職務	105	8.7%	課長	50	105	8.7%	課長級
				参事	33			
				人権コミュニティセンター又は青少年会館の館長	4			
				選挙管理委員会事務局又は監査事務局の局長代理	2			
				認定こども園の園長	5			
				出張所又は土木管理事務所の所長	11			
				計	105			
7級	部次長の職務	24	2.0%	部次長	19	24	2.0%	次長級
				福祉事務所長	1			
				保健所副所長	1			
				会計管理者	1			
				選挙管理委員会事務局又は農業委員会事務局の局長	2			
				計	24			
8級	部長又は理事の職務	19	1.6%	部長	11	19	1.6%	部長級
				理事	4			
				危機管理監	1			
				副教育長	1			
				市議会事務局又は監査事務局の局長	2			
				計	19			

②技能労務職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	8	3.1%	技能員	5	23	8.9%	係員級
				労務員	3			
				計	8			
2級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	15	5.8%	技能員	5	69	26.6%	副級主査
				労務員	10			
				計	15			
3級	副主任の職務	69	26.6%	副主任	69	167	64.5%	係長級
				計	69			
				主任技能長	1			
4級	1 主任技能長の職務 2 技能長又は作業長の職務 3 主任の職務	167	64.5%	技能長	17	167	64.5%	係長級
				作業長	21			
				主任	128			
				計	167			

③消防職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	53	20.0%	消防士	53	179	67.5%	係員級
				計	53			
				主任	111			
2級	主任の職務	126	47.5%	消防副士長	15	46	17.4%	係長級
				計	126			
				係長	45			
3級	係長又は主査の職務	46	17.4%	主査	1	24	9.1%	課長級
				計	46			
				課長補佐	23			
4級	課長補佐又は主幹の職務	24	9.1%	室長	1	11	4.2%	課長級
				計	24			
				課長	6			
5級	課長又は参事の職務	11	4.2%	参事	5	4	1.5%	次長級
				計	11			
				次長	2			
6級	次長の職務	4	1.5%	署長	1	1	0.4%	部長級
				副署長	1			
				計	4			
7級	消防長又は理事の職務	1	0.4%	消防長	1	1	0.4%	部長級
				計	1			

④医療職給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	0	0.0%	計	0	0	0.0%	係員級
2級	係長又は主任の職務	0	0.0%	計	0	0	0.0%	係長級
3級	課長補佐又は主幹の職務	1	25.0%	課長補佐	1	1	25.0%	補佐課長級
				計	1			
4級	部次長、課長又は参事の職務	1	25.0%	参事	1	1	25.0%	課次長級・部長級
				計	1			
5級	部長又は理事の職務	2	50.0%	保健所長	1	2	50.0%	部長級
				理事	1			
				計	2			

⑤医療職給料表(2)

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	0	0.0%	計	0	1	6.3%	係員級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	1	6.3%	技師 計	1 1			
3級	副主査の職務	10	62.5%	副主査 計	10 10	10	62.5%	副級主査
4級	係長又は主査の職務	5	31.3%	係長 主査 計	1 4 5	5	31.3%	係長級
5級	課長補佐又は主幹の職務	0	0.0%	計	0	0	0.0%	補佐級
6級	課長又は参事の職務	0	0.0%	計	0	0	0.0%	課次長級・ 課長級

⑥医療職給料表(3)

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	0	0.0%	計	0	13	18.8%	係員級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	13	18.8%	保健師 計	13 13			
3級	副主査の職務	17	24.6%	副主査 計	17 17	17	24.6%	副級主査
4級	係長又は主査の職務	33	47.8%	係長 主査 計	8 25 33	33	47.8%	係長級
5級	課長補佐又は主幹の職務	4	5.8%	課長補佐 室長 計	3 1 4	4	5.8%	補佐級
6級	課長又は参事の職務	2	2.9%	課長 参事 計	1 1 2	2	2.9%	課長級
7級	部次長の職務	0	0.0%	計	0	0	0.0%	次長級
8級	部長又は理事の職務	0	0.0%	計	0	0	0.0%	部長級

⑦教育職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	講師の職務	12	28.6%	講師 計	12 12	12	28.6%	講師級
2級	係長又は主査の職務	3	7.1%	主査 計	3 3	3	7.1%	主査級
特2級	指導主事の職務	18	42.9%	指導主事 主査 計	17 1 18	18	42.9%	主指導級
3級	次長、課長、参事又は課長補佐の職務	8	19.0%	部次長 課長 教育センターの所長 参事 課長補佐 計	1 2 1 3 1 8	8	19.0%	次長・課長・課長補佐級
4級	副教育長、教育監又は理事の職務	1	2.4%	教育監 計	1 1	1	2.4%	部長級

(上記給料表は、府条例別表第4教育職給料表ロ小学校・中学校教育職給料表を適用)

⑧ 病院事務職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員又は技師の職務	0	0.0%	計	0	1	4.8%	係員級
2級	高度の知識又は経験を必要とする係員若しくは技師の職務	1	4.8%	主事 計	1 1			
3級	副主査又は副主任技師の職務	4	19.0%	副主査 副主任技師 計	2 2 4	4	19.0%	副主査級
4級	係長、主査又は主任技師の職務	9	42.9%	係長 主査 主任技師 計	3 5 1 9	9	42.9%	係長級
5級	課長補佐の職務	5	23.8%	課長補佐 室長補佐 計	4 1 5	5	23.8%	課長補佐級
6級	課長又は参事の職務	1	4.8%	課長 計	1 1	1	4.8%	課長級
7級	次長の職務	0	0.0%	計	0	0	0.0%	次長級
8級	事務局長又は理事の職務	1	4.8%	事務局長 計	1 1	1	4.8%	部長級

⑨ 病院医療職給料表(1)特

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	副院長又は診療局長の職務	2	66.7%	副院長 計	2 2	2	66.7%	副級院長
2級	総長、病院長又は特命院長の職務	1	33.3%	病院長 計	1 1	1	33.3%	病級院長

⑩ 病院医療職給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	0	0.0%	計	0	0	0.0%	医師
2級	副医長の職務	17	20.2%	副医長 計	17 17	17	20.2%	副級医長
3級	医長又はセンター長の職務	36	42.9%	医長 センター長 計	35 1 36	36	42.9%	医長級
4級	診療局次長、診療科部長又は室長の職務	31	36.9%	診療局次長 診療科部長 計	2 29 31	31	36.9%	部診療科級

⑪ 病院医療職給料表(2)

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員又は技師の職務	0	0.0%	計	0	8	10.3%	係員級
2級	高度の知識又は経験を必要とする係員又は技師の職務	8	10.3%	技師 計	8 8			
3級	副主査又は副主任技師の職務	25	32.1%	副主任技師 計	25 25	25	32.1%	副級主査
4級	係長、主査又は主任技師の職務	36	46.2%	係長 主任技師 計	17 19 36	36	46.2%	係長級
5級	薬剤部長補佐、技師長補佐、センター長補佐、室長補佐又は課長補佐の職務	5	6.4%	薬剤部長補佐 技師長補佐 センター長補佐 計	2 2 1 5	5	6.4%	課長補佐級
6級	診療局次長、薬剤部長、技師長又は事務局長次長の職務	4	5.1%	診療局次長 薬剤部長 技師長 計	1 1 2 4	4	5.1%	課次長級・

⑫ 病院医療職給料表(3)

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	保健師、看護師、助産師又は准看護師の職務	38	11.0%	看護師	38	90	25.9%	係員級
				計	38			
2級	高度の技術経験に基づき業務を行う保健師、看護師又は助産師若しくは相当高度の経験を必要とする准看護師の職務	52	15.0%	看護師	41			
				助産師	11			
				計	52			
3級	副主任看護師又は副主任准看護師の職務	59	17.0%	副主任看護師	57	59	17.0%	副主任査級
				副主任准看護師	2			
				計	59			
4級	看護係長、主任看護師又は主任准看護師の職務	173	49.9%	看護係長	39	173	49.9%	係長級
				主任看護師	134			
				計	173			
5級	看護師長又は看護顧問の職務	19	5.5%	看護師長	18	19	5.5%	課長級補佐
				看護顧問	1			
				計	19			
6級	副看護局長の職務	3	0.9%	副看護局長	3	3	0.9%	課長級
				計	3			
7級	看護局次長の職務	2	0.6%	看護局次長	2	2	0.6%	次長級
				計	2			
8級	看護局長の職務	1	0.3%	看護局長	1	1	0.3%	部長級
				計	1			

⑬ 企業職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	0	0.0%	計	0	2	2.9%	係員級
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務	2	2.9%	技術職員	2			
				事務職員	0			
				計	2			
3級	副主任査の職務	17	25.0%	副主任査	17	17	25.0%	副主任査級
				計	17			
4級	係長又は主査の職務	37	54.4%	係長	13	37	54.4%	係長級
				主査	24			
				計	37			
5級	1 課長補佐、室長又は主幹の職務 2 企業出納員の職務	7	10.3%	課長補佐	7	7	10.3%	課長級補佐
				計	7			
6級	1 課長又は参事の職務 2 水道技術管理者の職務	2	2.9%	課長	2	2	2.9%	課長級
				計	2			
7級	次長の職務	2	2.9%	局次長	2	2	2.9%	次長級
				計	2			
8級	水道局長又は理事の職務	1	1.5%	局長	1	1	1.5%	部長級
				計	1			